

保 発 0207 第 1 号
令和 7 年 2 月 7 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 32 号。以下「改正政令」という。）が本日公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行される。

改正政令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知及び適切な運用について遺漏なきようお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

「令和 7 年度税制改正の大綱」（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部を改正するものであること。

第 2 改正の内容

- 1 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を 65 万円から 66 万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を 24 万円から 26 万円にそれぞれ引き上げることとしたこと。

なお、各市町村においては、これまで同様、それぞれの保険料賦課の実情に応じて引上げ幅や引上げ時期を判断することが可能であること。

- 2 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5 割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を 29 万 5

千円から 30 万 5 千円に、2 割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を 54 万 5 千円から 56 万円に引き上げることとしたこと。

3 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2 に準じた所要の改正を行うこととしたこと。

4 その他所要の改正を行うこと。

第3 施行期日

改正政令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。